

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和6年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡市わしまコミュニティセンター	長岡市小島谷3434番地4	多目的ホール	151.00	令和6年4月5日
		会議室1	42.00	
		会議室2	48.00	
		会議室3	42.00	
		和室1	40.00	
		和室2	48.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市寺泊体育館	長岡市寺泊上田町7695番地1	体育館	678.00	令和6年4月5日